

公害関係法令の届出について

特定施設の設置届出

大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法などにより規定されている特定施設を設置する場合には事前の届出が義務付けられています。

届出を怠ると罰せられる場合がありますので、施設(業種)が該当しないかご注意ください。

下表は特定施設の主なものだけを掲載していますので、詳しい内容や届出方法等は環境対策課へお問い合わせください。

1 届出が必要な主な施設

(1) ばい煙発生施設

法・条例	項番号	施設名・業種名	要件(規模・施設)	備考
大気汚染防止法	1	ボイラー (熱風ボイラーを含み、熱源として電気または廃熱のみを使用するものを除く。)	以下の要件のうち、いずれかに当てはまる施設 ・伝熱面積が $\geq 10\text{m}^2$ 以上 ・バーナーの燃焼能力が $\geq 50\text{l/h}$ 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・届出日は<u>工事着手の60日前まで</u> ・燃焼能力は重油に換算した量です。(液体燃料1l、気体燃料1.6m^3、固体燃料1.6kgが重油1lに相当します。)
	13	廃棄物焼却炉	以下の要件のうち、いずれかに当てはまる施設 ・火格子面積が $\geq 2\text{m}^2$ 以上 ・焼却能力が $\geq 200\text{kg/h}$ 以上	
	29	ガスタービン	燃料の焼却能力が $\geq 50\text{l/h}$ 以上	
	30	ディーゼル機関		
	31	ガス機関	燃料の焼却能力が $\geq 35\text{l/h}$ 以上	
	32	ガソリン機関		
函館市公害防止条例	—	ボイラー (熱風ボイラーを含み、熱源として固体燃料を燃焼させるものに限る。)	以下の要件のうち、いずれも当てはまる施設 ・伝熱面積が $\geq 5\text{m}^2$ 以上 10m^2 未満 ・バーナーの燃焼能力が $\geq 50\text{l/h}$ 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・届出日は<u>工事着手の30日前まで</u> ・燃焼能力は重油に換算した量です。(液体燃料1l、気体燃料1.6m^3、固体燃料1.6kgが重油1lに相当します。)

○上記以外のばい煙発生施設については、環境対策課に確認してください。

(2) 水銀排出施設

法・条例	項番号	施設名・業種名	要件(規模・施設)	備考
大気汚染防止法	8	廃棄物焼却炉	以下の要件のうち、いずれかに当てはまる施設 ・火格子面積が $\geq 2\text{m}^2$ 以上 ・焼却能力が $\geq 200\text{kg/h}$ 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・届出日は<u>工事着手の60日前まで</u> ・燃焼能力は重油に換算した量です。(液体燃料1l、気体燃料1.6m^3、固体燃料1.6kgが重油1lに相当します。)

○上記以外の水銀排出施設については、環境対策課に確認してください。

(3)一般粉じん発生施設

法・条例	項番号	施設名・業種名	要件(規模・施設)	備考
大気汚染防止法	2	鉱物, 土石等の堆積場	面積が ¹ 1,000m ² 以上	届出日は 工事着手の 60日前まで
	3	ベルトコンベア及び バケットコンベア	鉱物, 土石, セメントの用に供するもので, 密閉式 のものを除く。 ・ベルトの幅75cm以上, バケツの内容積が 0.03m ³ 以上	
	4	破碎機及び摩砕機	鉱物, 土石, セメントの用に供するもので, 湿式 のものおよび密閉式のを除く。 ・原動機の定格出力が ¹ 75kw以上	
	5	ふるい	鉱物, 土石, セメントの用に供するもので, 湿式 のものおよび密閉式のを除く。 ・原動機の定格出力が ¹ 15kw以上	
	2	ベルトコンベア及び バケットコンベア	鉱物, 土石, セメントの用に供するもので, 密閉式 のものを除く。 ・ベルトの幅75cm未満, バケツの内容積 0.03m ³ 未満	
北海道公害防止条例	3	破碎機及び摩砕機	鉱物, 土石, セメントの用に供するもので, 湿式 のものおよび密閉式のを除く。 ・原動機の定格出力が ¹ 75kw未満	
	4	ふるい	鉱物, 土石, セメントの用に供するもので, 湿式 のものおよび密閉式のを除く。 ・原動機の定格出力が ¹ 15kw未満	
	8	乾式繊維板製造施設 及び削片板製造施設 並びにチツパー	木材, 木製品または家具製造の用に供するもの ・原動機の定格出力が ¹ 2.25kw以上	
	9	混合施設及び調合施設 並びに包装施設	農薬の製造の用に供するもの	
	10	ミキシングロール	ゴム製品の製造の用に供するもの	

○上記以外の一般粉じん発生施設については, 環境対策課に確認してください。

(4) 汚水等排出施設(水質汚濁防止法は主な業種のみ)

法・条例	号(項)番号		施設名・業種名	要件(規模・施設)	備考
水質汚濁防止法	3	イ	水産食品製造業	水産動物原料処理施設	・届出日は工事着手の60日前まで
		ロ		洗浄施設	
		ハ		脱水施設	
		ニ		ろ過施設	
		ホ		湯煮施設	
	4	イ	野菜・果物の保存食品製造業(漬物製造等)	原料処理施設	
		ロ		洗浄施設	
		ハ		圧搾施設	
		ニ		湯煮施設	
	66-3	イ	旅館業(旅館, ホテル, 民泊など)	ちゅう房施設	
		ロ		洗たく施設	
		ハ		入浴施設	
	67		洗たく業(クリーニング業)	洗浄施設	
	71		自動式車両洗浄施設(自動洗車機)	門型自動洗車機	
72		し尿処理施設(し尿浄化槽)	処理対象人員501人槽以上		
北海道公害防止条例	1	し尿施設(動物の飼養又は収容の用に供するものに限る。)	化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域(以下「指定区域」という。)にあっては豚(生後6ヶ月未満のものを除く。以下同じ。)50頭以上又は鶏(30日未満のひなを除く。以下同じ。)5,000羽以上。指定区域以外の区域にあっては豚250頭以上又は鶏10,000羽以上を使用又は収容する施設。		
	2	木材, 木製品又は家具の製造の用に供する湿式ドラムバーカー及び碎木機			

○上記以外の水質汚濁防止法の対象施設については、環境対策課に確認してください。

(5)騒音発生施設

法・条例	項番号		施設名・業種名	要件(規模・施設)	備考
	法	道			
騒音規制法・北海道公害防止条例	1-イ	1-(1)	金属加工機械	圧延機械(原動機の定格出力合計22.5kw以上)	
	1-ロ	1-(2)		製管機械(能力を問わず)	
	1-ハ	1-(3)		ベンディングマシン(ロール式で原動機の定格出力3.75kw以上)	
	1-ニ	1-(4)		液圧プレス(矯正プレスを除く)	
	1-ホ	1-(5)		機械プレス(呼び加圧能力が294kN(30重カトン)以上)	
	1-ヘ	1-(6)		せん断機(原動機の定格出力3.75kw以上)	
	1-ト	1-(7)		鍛造機(能力を問わず)	
	1-チ	—		ワイヤーフォーミングマシン(能力を問わず)	
	1-リ	—		ブラスト(タンブラスト以外のもので密閉式を除く)	
	1-ヌ	—		タンブラー(能力を問わず)	
	1-ル	—		切断機(といしを用いるものに限る)	
	2	2	空気圧縮機, 送風機	原動機の定格出力7.5kw以上	
	3	3	石材加工機械(土石・鉱物用)	破碎機, 摩砕機, ふるい, 分級機(原動機の定格出力7.5kw)	
	4	—	織機	原動機を用いるもの	
	5-イ	4-(1)	建設用資材製造機械	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き, 混練機の混練容量が0.45m ³ 以上)	
5-ロ	4-(2)	アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上)			
6	5	穀物用製粉機	ロール式で原動機の定格出力7.5kw以上		
7-イ	6-(1)	木材加工機械	ドラムバーカー(能力を問わず)		
7-ロ	6-(2)		チッパー(原動機の定格出力2.25kw以上)		
7-ハ	6-(3)		碎木機(能力を問わず)		
7-ニ	6-(4)		帯のこ(原動機の定格出力: 製材用15kw以上, 木工用2.25kw)		
7-ホ	6-(5)		丸のこ(原動機の定格出力: 製材用15kw以上, 木工用2.25kw)		
7-ヘ	6-(6)		かんな盤(原動機の定格出力2.25kw)		
8	7	抄紙機	能力を問わず		
9	8	印刷機械	原動機を用いるもの		
10	9	合成樹脂用射出成形機	能力を問わず		
11	10	鋳造型機	ジョルト式のものに限る		

○騒音規制法の適用は規制基準のかかる指定地域内に設置される上記施設が対象となります。

(6) 振動発生施設

法・条例	項番号		施設名・業種名	要件(規模・施設)	備考
	法	道			
振動規制法・北海道公害防止条例	1-イ	1-(1)	金属加工機械	液圧プレス(矯正プレスを除く)	
	1-ロ	1-(2)		機械プレス(能力を問わず)	
	1-ハ	1-(3)		せん断機(原動機の定格出力1kw以上)	
	1-ニ	1-(4)		鍛造機(能力を問わず)	
	1-ホ	1-(5)		ワイヤーフォーミングマシン (原動機の定格出力37.5kw以上)	
	2	2	圧縮機	原動機の定格出力7.5kw以上(冷凍機を除く)	
	—	3	遠心分離機	原動機の定格出力3.7kw以上	
	3	4	石材加工機械 (土石・鉱物用)	破碎機, 摩砕機, ふるい, 分級機 (原動機の定格出力7.5kw)	
	4	5	織機	原動機を用いるもの	
	5	6-(1)	建設用資材製造機械	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力合計: 法2.95kw以上, 道条例2.9kw以上)	
		6-(2)		コンクリート管製造機械(原動機の定格出力合計10kw以上)	
		6-(3)		コンクリート柱製造機械(原動機の定格出力合計10kw以上)	
	—	6-(4)		コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き, 混練機の混練容量が0.45m ³ 以上)	
	6-イ	7-(1)	木材加工機械	ドラムバーカー(能力を問わず)	
	6-ロ	7-(2)		チップパー(原動機の定格出力2.2kw以上)	
	7	8	印刷機械	原動機の定格出力2.2kw以上	
	8	9	ゴム練用, 合成樹脂練用ロール機	原動機の定格出力30kw以上 (カレンダーロール機を除く)	
9	10	合成樹脂用射出成形機	能力を問わず		
10	11	鋳造型機	ジョルト式のものに限る		

○振動規制法の適用は規制基準のかかる指定地域内に設置される上記施設が対象となります。

(7) 特定工場 公害防止統括者(統括者の代理者)・公害防止管理者(管理者の代理者)

法	施設名・業種名	要件(規模・施設)	備考
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	ばい煙発生施設等※	・大気汚染防止法施行令別表第1の第9号, 第14号～第26号に掲げる施設のいずれかが設置されている工場 ・大気汚染防止法施行令別表に掲げる施設で, 排出ガス量が10,000m ³ /h以上の工場	<p>・届出日は選任後30日以内</p> <p>・公害防止統括者(統括者の代理者)は, 常時使用する従業員数が21人以上の場合, 届出が必要です。</p> <p>・公害防止管理者(管理者の代理者)は, 上記に該当する施設を設置している工場がある場合, 届出が必要です。</p>
	汚水等排出施設等※	・水質汚濁防止法施行令別表第1第2号～第59号, 第61号～第63号, 第63号の3, 第64号～第66号, 第71号の5, 第71号の6に掲げる施設のいずれかの施設が設置され, 排出水を排出している工場 ・水質汚濁防止法施行令別表1に施設の工場で, 排出水量が1,000m ³ /日以上以上の工場	
	騒音発生施設	・騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあり, 次に掲げる施設のいずれかが設置されている工場 ①機械プレス(呼び加圧能力が980kN以上) ②鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマー)	
	特定粉じん発生施設	・大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設が設置されている工場	
	一般粉じん発生施設	・大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設のいずれかが設置されている工場	
	振動発生施設	・振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあり, 次に掲げる施設が設置されている工場 ①液圧プレス(呼び加圧能力が, 2,941kN以上(矯正プレスを除く)) ②機械プレス(呼び加圧能力が980kN以上) ③鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマー)	
	ダイオキシン類発生施設	・ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号～第4号, 別表第2第1号～第12号に掲げる施設のいずれかが設置されている工場	

○詳細については環境対策課に確認してください。

(8) 悪臭発生施設

条例	項番号	施設名・業種名	要件(規模・施設)	備考
北海道公害防止条例	1-(1)	動物の飼養又は収容に供する施設であつて, 次に掲げるもの (ア)飼料施設 (イ)し尿施設	・指定区域にあつては豚50頭以上, 鶏5,000羽以上を飼養又は収容する施設 ・指定区域外においては, 豚250頭以上または鶏10,000羽以上を飼養又は収容する施設	<p>・届出日は工事着手の60日前まで</p>
	3	飼料又は肥料(化学製品を除く)の製造の用に供する原料置場, 蒸解施設, 分離施設, 濃縮混合施設及び乾燥施設		

○上記以外の悪臭発生施設については, 環境対策課に確認してください。

特定建設作業，特定粉じん排出等作業の届出

騒音規制法・振動規制法では，指定地域内でくい打ち作業やブレーカーを使用する作業などの場合に，また，大気汚染防止法では，アスベストの除去作業を行う場合に，事前の届出が義務付けられています。

届出を怠ると罰せられる場合がありますので，作業内容が該当しないかご注意ください。
詳しい内容や届出方法等は，環境対策課へ確認してください。

(1) 特定建設作業

法	項目	作業(工事)内容	備考
騒音規制法	1	くい打ち作業(くい打機，くい抜機，くい打くい抜機を使用する作業)	圧入式工法・アースオーガ併用工法を除く
	2	びょう打機を使用する作業	
	3	さく岩機を使用する作業	1日の作業地点の移動距離が50mを超えない作業に限る
	4	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるもので，定格出力が15kw以上のもの(さく岩機の動力として使用する作業を除く)
	5	コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラント(モルタルを製造する場合を除き，混練容量が0.45m ³ 以上) アスファルトプラント(混練重量が200kg以上)
	6	バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80kw以上 (環境大臣が指定する低騒音型のものを除く)
	7	トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が70kw以上 (環境大臣が指定する低騒音型のものを除く)
	8	ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が40kw以上 (環境大臣が指定する低騒音型のものを除く)
振動規制法	1	くい打ち作業(くい打機，くい抜機，くい打くい抜機を使用する作業)	圧入式くい打機，油圧式くい抜機，圧入式くい打くい抜機を除く
	2	鋼球を使用し建築物・工作物を破壊する作業	
	3	舗装版破碎機を使用する作業	1日の作業地点の移動距離が50mを超えない作業に限る
	4	ブレーカーを使用する作業	1日の作業地点の移動距離が50mを超えない作業に限る (手持ち式のものを除く，さく岩機として騒音規制法にも該当)
届出日	作業開始の日の7日前まで		

(2) 特定粉じん排出等作業

法	作業(工事)内容
大気汚染防止法	吹付け石綿，石綿を含有する断熱材，保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業
	吹付け石綿，石綿を含有する断熱材，保温材及び耐火被膜材が使用されている建築物等を改造し，又は補修する作業
届出日	作業開始の日の14日前まで